

## 2つの給付金についてご案内します

消費税率の引き上げに伴う「平成28年度臨時福祉給付金」、一億総活躍社会の実現に向けた「障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

### ◎平成28年度臨時福祉給付金

【支給額】 対象者1人につき 3,000円

【対象者】 次のいずれにも該当する方

- ・平成28年1月1日時点で、住民票が本町にある方
- ・平成28年度の住民税が非課税で、かつ課税者に扶養されていない方

【申請書の送付先】 町内全世帯（注1）

### ◎障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金

【支給額】 対象者1人につき 30,000円

【対象者】 次のいずれにも該当する方

- ・上記の平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当する方
- ・平成28年5月分の障害・遺族基礎年金等を受給している方
- ・高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給していない方（注2）

【申請書の送付先】 上記対象者

（注1）ただし、生活保護を受給している方は除きます。

（注2）町では、本年8月上旬までに対象者1人につき30,000円を支給していますが、この高齢者向け給付金を受給された方は対象になりません。

### ◆受付期間 8月31日（水）～11月30日（水）まで

（郵送の場合は、当日消印有効となります。なお、受付期間を過ぎてからの申請は受付できませんので、ご注意願います。）

※給付金の支給には、申請から1か月半程度かかります。

※申請書は、8月末に送付しておりますが、支給対象者であるにもかかわらず9月中旬までに申請書が届かない場合は、お問合せください。

### ◆申請・問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

## ▲▽国民年金のお知らせ▲▽ ～保険料の追納制度と後納制度について～

### ■『追納制度』

国民年金保険料の納付免除（全額・一部・法定）または納付猶予等が承認されている期間がある場合、その期間が10年以内であれば、さかのぼって納めることができる制度です。老齢基礎年金の受取額を増やしたい方はご利用ください。

### ■『後納制度』（平成30年9月までの特例措置）

納付免除や納付猶予等が承認されていない期間で、未納となっている国民年金保険料がある場合、その保険料を5年以内であれば、さかのぼって納めることができる制度です。

保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金の受給資格が得られない可能性があるほか、障害や死亡など不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。

※なお、平成25年度以前の保険料を追納または後納する場合、経過した期間に応じて加算額が上乘せされます。また、納付の際はより古いものから納めることとなります。

※上記の各制度を利用するには、いずれも申し込みが必要です。詳しくは、下記までお問合せください。

### ◆問合せ 国民年金保険料専用ダイヤル（☎0570-011-050）

小樽年金事務所 国民年金課（☎0134-23-4236）